

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成29年11月21日付けで行った、法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

平成28年11月4日に、保護費を受け取るために福祉事務所を訪れ、保護開始時に所有していたマンション（以下「本件マンション」という。）の売却について報告をしているため、不実の申請又は不正な手段により保護費を受給した事実はない。

また、弟及び〇〇さんへの借金（以下「本件債務」という。）は本件マンションの住宅ローン返済のために負ったものであるから、本件債務も住宅ローンと同様に本件マンションの売却代金から弁済しなければならないと認識していた。

したがって、本件処分は、違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年2月5日	諮問
平成31年3月20日	審議（第31回第4部会）
平成31年4月23日	審議（第32回第4部会）
令和元年5月27日	請求人の主張書面「意見書（3）」、甲第13号証、甲第14号証、甲第15号証、甲第16号証及び甲第17号証を收受 ただし、今回收受した甲第13号証は「電話聴取報告書」であり、平成30年5月28日付けで審理員宛てに送付された甲第13号証「資産申告書提出のお願い」とは別のものである。
令和元年5月28日	審議（第33回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法４条１項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法８条１項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 届出

法６１条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとし、法６３条は、被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

(3) 費用徴収額決定

ア 法７８条１項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の２によれば、法７８条を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに

作為を加えたとき」、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」等を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととされている。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIV・3・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解されている。

2 これを本件についてみると、請求人は、保護開始に当たって、担当職員から、本件マンションを売却した後は、法63条の規定に基づき保護費の返還請求を行う予定である旨説明を受け、さらに、生活保護受給中に不動産を売却して収入があったときは必ず申告しなければならず、保護費の返還義務も生じる旨記載された書面を交付され、請求人はこれに署名・押印していたことから、請求人は、本件マンション売却当時、当該売却代金について、福祉事務所に届け出なくてはならない義務があること及び当該売却代金から保護費の返還をしなければならないことを知っていたことが認められる。

しかしながら、請求人は、本件マンション売却後、直ちに、本件マンションの売買代金9,500,000円から、住宅ローン、管理費滞納分、仲介手数料及び登記費用等を差し引いた残額（以下「本件収入」という。）について収入申告することなく、弟及び〇〇さんへの送金（以下「本件送金」という。）を行うことで本件収入のほぼ全額を費消したことが認められる。そして、請求人は、本件収入の発覚後も、担当職員が本件債務の内容調査

等に時間を要している間、本件債務に係る資料の提出等を求められたにもかかわらずこれを行うこともなく、平成29年7月26日付け書面で福祉事務所が廃止処分をするまで、保護費を受給し続けたことが認められる。なお、本件債務は住宅ローン返済のために負ったものである旨主張するが、これを裏付けるに足りる証拠（本件債務の存在及び金額等を証明するような客観的資料）はない。また、弟と20年以上交流がなかったことは、「扶養〔援助〕届」のとおりである。

そうすると、請求人は、本件収入があったことから、適正な申告や本件債務に係る資料提出の求めに応じるべきであったのに、この申告を遅延し、上記債務資料も提出することなく本件収入が本件債務等により費消されたものとして保護を受けていたものであるから、法78条1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けていたものといわざるを得ない。

そのため、処分庁は、福祉事務所長が当初返還処分を取り消した上で、63条処分により本件収入の一部（1,873,619円）に相当する保護費の返還請求を行ったことから、本件収入のその余の部分のうち、787,359円について法78条の規定を適用して徴収することを決定したことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適切になされたものといえ、違算も認められないことから、これを違法・不当なものということはできない。

3 請求人は、平成28年11月4日に福祉事務所を訪れ、本件マンション売却の事実を報告し、売買関連書類の提出もしたなどと主張する。

しかし、上記のとおり、請求人が本件収入時に直ちに収入申告をせずに、それまで担当職員に存在を告げていなかった本件債務

の弁済と称して、本件マンション売却代金のほぼ全額を費消しながら保護を受給していたことは法78条の規定する「不実の申請その他不正な手段」に当たるものと認められる。

また、本件債務の存在及び金額等を証明するような客観的資料の提出は、いまだ請求人からなされていない。

したがって、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2 (略)